

(1) 特定施設の設置等に関する届出

特定施設を設置する工場・事業場は、下水道を使用する場合、次のような届出をしてください。

届出を要する場合	届出の種類	届出の期限
特定施設を新しく設置しようとする場合	特定施設設置届	設置の60日前まで
使用している施設が新たに特定施設に指定された場合	特定施設使用届	特定施設に指定された日から30日以内
特定施設のある工場・事業場が新たに下水道を使用する場合		下水道を使用することになった日から30日以内
特定施設の届出事業場が次の届出内容を変更しようとする場合 ○ 特定施設の構造 ○ 特定施設の使用の方法 ○ 特定施設から排出される汚水の処理の方法 ○ 下水の量及び水質、用水及び排水の系統	特定施設の構造等変更届	変更の60日前まで
氏名・所在地・名称等に変更があった場合	氏名変更等届	変更の日から30日以内
特定施設の使用を廃止した場合	特定施設使用廃止届	廃止の日から30日以内
届出をした者の地位を承継（譲り受け、借り受け、相続、合併又は分割があった場合	承継届	承継の日から30日以内

(2) 除害施設の設置等に関する届出

上記（1）以外の場合で、工場や事業場の事業者が、除害施設を設置する場合は次のような届出をしてください。

届出を要する場合	届出の種類	届出の期限
除害施設を新しく設置、または変更しようとする場合	除害施設設置等届	工事着手の60日前がのぞましい
除害施設を設置している事業場が下水道を使用（廃止）する場合	除害施設使用（廃止）届	30日以内がのぞましい
氏名・所在地・名称等の変更の場合	氏名変更等届	同上
除害施設を承継（譲り受け、借り受け、相続、合併又は分割があった場合	承継届	同上

(注) 特定施設設置届及び特定施設の構造等の変更届については、この届出が受理された日から60日後でなければ工事にかかれません。何らかの理由で工事を急がれる場合には、期間短縮の申請をしてください。

さらに、工事が完了の後は、直ちに除害施設設置工事完了届を提出してください。

(3) 手続きの流れ

特定施設・除害施設設置等の届出事務手順

受 付

- ・ **特定施設設置(使用)(構造等変更)届、除害施設設置届等**、各届出については、**正・副 2部** 提出してください。**(工事開始60日前)**
届出書類が整っているか、記入すべきところに記入漏れがないか確認してください。
書類不備等の場合は、返却いたしますのでご注意ください。(一時預かりはいたしません。)
- ・ 届出書類が形式上整っていましたら**正・副 2部**に**受付印**を押し受けします。
- ・ 届出書が受理されてから(受理書交付後**60日後**でなければ、工事に着手することができません。設置される方に特別の事情があって工事の着手を急がれる場合は、**期間短縮**の申請をしてください。

内 容 審 査

- ・ 届出内容や除害施設が適当か内容審査をします。
届出内容が適当と判断されるときは、受理書等の交付手続きをします。
- ・ 届出内容が不適当と判断されるときは、届出内容の変更等をしていただく場合もあります。

受 理 書 ・ 通 知 書 交 付

- ・ 受理書を交付します。また、お預かりしていた届出書(副)を返却します。**60日後**に工事着工となります。期間短縮願いを申請の場合、短縮通知書も交付します。

除 害 施 設 の 工 事 着 工

- ・ **工事完了届**を提出していただきます。

竣 工 検 査

- ・ 届出とおりの内容か現場で確認します。